

平成 26 年 4 月

水質基準に関する省令の一部改正等について(施行通知)及び 「水質試験検査報告書」記載内容の変更のお知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご愛顧を賜わり、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、「水質基準に関する省令の一部改正等について（健発 0331 第 33 号，平成 26 年 3 月 31 日）」において水質管理目標設定項目の一部が改正されましたので、下記のとおりご案内申し上げます。

敬白

記

■変更日（施行日） 平成 26 年 4 月 1 日採水分より

■変更内容

1. 水質管理目標設定項目の一部を改正

検査項目	変更箇所	新	旧	検査案内掲載頁 水道上水・原水編
アンチモン及びその化合物	目標値 (mg/L)	0.02 ^{注1)}	0.015	p4 目-1
ニッケル及びその化合物		0.02 ^{注2)}	0.01 (暫定値)	p4 目-3
亜硝酸態窒素	分類	水質基準項目	水質管理目標 設定項目	p4 目-4 ※欠番になります

注 1) 定量下限値：0.002mg/L

注 2) 定量下限値：0.002mg/L

(裏面へ続く)

1.2 「農薬類」の目標値が変更となりました。

検査項目	変更箇所	新	旧	検査案内掲載頁 水道上水・原水編
オキサジクロメホン	目標値	0.02	—	未掲載
オリサストロビン		0.1	—	
カズサホス		0.0006	—	
グルホシネート		0.02	—	
ジチオカルバメート系農薬		0.005 (二硫化炭素として)	—	
チアジニル		0.1	—	
トリクロルホン (DEP)		0.005	0.03	p10 農-24
ピラクロニル		0.01	—	未掲載
フェントラザミド		0.01	—	
ベンゾビシクロン		0.09	—	
メコプロップ (MCP P)		0.05	0.005	p11 農-45
メタム (カーバム)		0.01	—	未掲載

2. 「水質試験検査報告書」の記載内容変更

基準項目用の「水質試験検査報告書」から「アンモニア態窒素」を削除し、基準項目のみを対象とした記載内容に変更させていただきます。

以上